

平成19年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成19年12月4日（火曜日）
午前10時04分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 報告第28号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第29号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第30号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第31号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第32号 継続費精算報告書の件
- 第11 承認第9号 専決処分の承認を求め
る件（平成19年度美唄市一般会計補
正予算（第3号））
- 第12 承認第10号 専決処分の承認を求め
る件（平成19年度美唄市一般会計補
正予算（第4号））
- 第13 承認第11号 専決処分の承認を求め
る件（平成19年度美唄市土地区画整
理事業会計補正予算（第1号））
- 第14 承認第12号 専決処分の承認を求め
る件（財政調整基金の使用）
- 第15 委員長報告
 - 1 議案第60号 美唄市下水道条例の一
部改正の件（下水道事業等審査特別）
 - 2 議案第61号 美唄市個別排水処理施
設条例の一部改正の件（下水道事業
等審査特別）
 - 3 認定第1号 平成18年度美唄市一

- 般会計決算認定の件（決算審査特別）
- 4 認定第2号 平成18年度美唄市民
バス会計決算認定の件（決算審査特
別）
- 5 認定第3号 平成18年度美唄市国
民健康保険会計決算認定の件（決算
審査特別）
- 6 認定第4号 平成18年度美唄市老
人保健会計決算認定の件（決算審査
特別）
- 7 認定第5号 平成18年度美唄市下
水道会計決算認定の件（決算審査特
別）
- 8 認定第6号 平成18年度美唄市土
地区画整理事業会計決算認定の件
（決算審査特別）
- 9 認定第7号 平成18年度美唄市介護
保険会計決算認定の件（決算審査特
別）
- 10 認定第8号 平成18年度美唄市介
護サービス事業会計決算認定の件
（決算審査特別）
- 11 認定第9号 平成18年度市立美唄
病院事業会計決算認定の件（決算審
査特別）
- 12 認定第10号 平成18年度美唄市水
道事業会計決算認定の件（決算審査
特別）
- 13 認定第11号 平成18年度美唄市工
業用水道事業会計決算認定の件（決
算審査特別）
- 第16 議案第71号 美唄市特別職の職員
の給与に関する条例及び美唄市教育委
員会の教育長の給与、勤務時間その

- 他勤務条件に関する条例の一部改正の件
- 第17 議案第72号 美唄市給与条例の一部改正の件
- 第18 議案第73号 空知教育センター組合規約の一部変更の件
- 第19 議案第74号 指定管理者の指定の件
(美唄市総合体育館・美唄市体育センター)
- 第20 議案第75号 損害賠償の額決定の件

商工交流部長 酒 卷 進 君
 農政部長 林 信 孝 君
 都市整備部長 加 藤 誠 君
 市立美唄病院事務局長 三 谷 純 一 君
 消 防 長 佐 藤 賢 治 君
 総務部総務課長 市 川 厚 記 君
 総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長 阿 部 稔 君
 教 育 長 村 上 忠 雄 君
 教 育 部 長 安 田 昌 彰 君

選挙管理委員会委員長 熊 野 宗 男 君
 事 務 局 長 大 道 良 裕 君

農業委員会会長 佐 藤 博 道 君
 農業委員会事務局長 山 崎 一 広 君

監 査 委 員 川 村 英 昭 君
 監 査 事 務 局 長 嵯 峨 和 樹 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 井 英 昭 君
 次 長 和 田 友 子 君
 総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時04分 開会

●議長林 国夫君 ただいまより、本日をもって招集されました、平成19年第4回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

◎出席議員（15名）

議 長 林 国 夫 君
 副議長 内馬場 克 康 君
 1 番 吉 岡 文 子 君
 2 番 森 川 明 君
 3 番 五 十 嵐 聡 君
 4 番 高 橋 幹 夫 君
 6 番 阿 部 義 一 君
 7 番 長谷川 吉 春 君
 8 番 米 田 良 克 君
 9 番 白 木 優 志 君
 10番 小 関 勝 教 君
 11番 土 井 敏 興 君
 12番 本 郷 幸 治 君
 13番 紫 藤 政 則 君
 15番 谷 村 孝 一 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
 副 市 長 佐 藤 昭 雄 君
 総 務 部 長 板 東 知 文 君
 市 民 部 長 岩 本 良 一 君
 保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

8番 米田良克議員

9番 白木優志議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月13日までの10日間とし、うち12月5日及び12月6日、12月8日及び12月9日、12月11日及び12月12日を休会といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

●議長林 国夫君 この場合、ご報告いたします。

奥山裕章議員は、去る8月21日にご逝去されました。まことに哀悼痛惜のきわみに耐えません。

奥山裕章議員には、本市議会会員として平成19年選挙において初当選の栄に輝かれ市政の振興発展に心魂を傾けられたのであります。

今後のご活躍に待つべきもの大なるものがあるとき、再び相まみれることのできないことは深い悲しみであります。

ここに奥山裕章議員のご冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙祷。

(黙 祷)

黙祷を終わります。

ご着席をお願いいたします。

この際、弔意を表するため、紫藤政則議員より追悼の発言を求められておりますので、これを許します。

13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員（登壇） 私は去る8月21日に急逝された故奥山裕章議員の追悼にあたり、ここに美唄市議会を代表して謹んで惜別の辞を述べさせていただきます。

私はいまこの壇上から、奥さまに抱かれた在りし日のあなたのご遺影を拝して、改めて深い悲しみを覚えるとともに、生者必滅のこの世の無常を知らされています。

奥山議員、あなたは本年4月の美唄市議会選挙において2,185人の有権者市民の信託を得て初当選の栄に輝かれました。過去の選挙でも例のない大量得票は、あなたへ寄せられた期待の大きさを物語っていました。

あなたはその期待に応えるべく、当選後初の一般質問に臨みました。6月18日、平成19年第2回定例市議会において、いま花が添えられている議席番号5番から、この場に登壇し大綱2点を取り上げました。

その1つは、市内経済化の活性化について。若者の働き場がない地域は、自治体として成り立たずやがて崩壊する、と厳しい警告を鳴らし、そのためにも中心市街地活性化事業等、民間主導による美唄らしい公共事業の創出や、企業誘致による雇用の場づくりを提言しました。

2つ目のテーマである行財政改革について、最初に財政健全化法のポイントに触れ、人件費や補助金などの削減を目的化するのではなく、無駄を省き効率を高め、サービスの質の

向上をすることを目標に掲げるべき、と行政改革の本質を説きました。そして、市役所の変革を訴えました。

あなたの質問は課題の本質を見極め、上から見るのではなく、生活から発する地域主権の視点に立っていました。あなたは、地域主権の理念と実践してきたまち興し、経済界のリーダーとしての優れた識見をもって、初質問を契機にライフワークである地域経済活性化に全力を傾ける決意を示していました。

しかし、志半ばで倒れたことは、本当に心残りであったでしょう。さぞかし無念であったでしょう。あなたが抱いた志に少しでもこたえるために、私たちがなすべきことは議会として行政課題に正対し、この議場から地域へ、市民の皆さんの中に入って議論し、その声を市政に反映させることだと私は思います。議員一同力を合わせることを、あなたの遺影にお約束します。

奥山議員、あなたの生涯はいつも側に家族がありました。強い絆で結ばれていました。奥さまをいつくしみ、お子さんに自愛を注ぎ、ご両親を尊ぶあなたの生き方は、美唄市のまちづくりにつながります。市民の皆さん方が他人の痛みをともにし、喜びを分かちあう心が、絆となって結ぶことができれば、きっと美唄の危機を乗り越えることができるでしょう。あなたはそれを教えてくれました。私はあなたとの43年間の交友を通じて、それを学ぶことができました。心から感謝しています。

奥山裕章議員、ここに君が在りし日の面影を偲び、生前のご功績をたたえ、ご家族の皆さまの前途に限りなきご加護を賜りますよう

お願いいたしまして、お別れの言葉といたします。

●議長林 国夫君 これをもって追悼の発言を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午後1時11分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。諸般報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって諸般報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。議長報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議長報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇）平成19年第4回市議会定例会にあたり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、時間外勤務手当等請求控訴審の判決について申し上げます。

道内の公立学校に勤務する教職員が控訴人となり、北海道並びに道内96市町村長を被

控訴人とした時間外勤務等の支払いを求める控訴審につきましては、本年9月27日に、控訴人らの控訴及び予備的請求をいずれも棄却する。控訴費用は控訴人らの負担とする。との判決がありました。

控訴人らはこの判決を不服として10月10日に上告しました。

今後の対応につきましては、二審同様、引き続き北海道市長会並びに北海道都市教育委員会連絡協議会と連携を図りながら慎重に対処してまいります。

次に、建物火災における消防職員の殉職について申し上げます。

去る10月27日に美唄市大通西1条南2丁目で発生した建物火災において、消火活動中に消防職員2名が殉職いたしました。

両名の職務を全うする思いと勇気に深く敬意を表し、心からご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆さまにお悔やみ申し上げます。

なお、11月28日に市民会館において、関係各位及び市民の皆さまのご参列をいただき、美唄市消防葬を執り行ったところであります。

現在、建物火災事故調査委員会を設置し、事故原因の究明、再発防止について調査・検討を行っているところであり、今後、安全管理に万全を期するとともに、安全・安心な市民生活の確保に向けて取り組んでまいります。

以上申し上げます。報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第6、報告第28号例月出納検査結果報告ないし日程の第9、報告第31号例月出納検査結果報告の以上4件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第28号ないし報告第31号の以上4件を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第10、報告第32号継続費精算報告書の件を議題といたします。

これより報告第32号について、質疑を行います。

13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 提案するんですか。

●議長林 国夫君 暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 5 分 休憩

午後 1 時 1 8 分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告案件でございますので、質疑を受けます。

13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 書類による報告書の提出と、これを受けて質疑ということになりますので、この内容について少しくお伺いをしたいと思います。

1つは、この継続費の精算報告についての根拠法令ですが、ここには地方自治法施行令145条第2項の規定によるというふうに書いております。この145条第2項を読みますと、また233条第5項の書類とあわせて議会に提出しなければならないということが書いてあります。

233条第5項を読みますと、決算書の提出、

主要施策の成果を示す書類、これとあわせて議会に提出をしなければならないという、そういうルールがあるわけですが、そのことからしますと、決算の提出については5月までの出納整理期間を終えて、そしてそののち美唄におきましては9月の議会にこの決算の報告があり、議会の審査に付されるわけでありまして、そのときに同時にこの継続費の精算報告もあわせて提出をしなければならないものだと、こういうふうに理解をされるわけでありまして。

このことについては過日の議会運営委員会の中で、総務部長からも法律、ルール等を書いてあることができなかつたと、これは漏れておりましたという趣旨のお話は事前に伺っておりますが、これは本会議の場でございますし、今日ここにご報告をいただいたということを受けまして、やはりルールを逸脱していると、このことをあえて指摘せざるを得ないわけで、このことについての市長のお考えをこの際お尋ねしたいと思います。

それから、継続費の精算報告書がここに記載されております。最終処分場の整備事業としまして、17、18の2カ年、これは事業の終了によって計画がこのような実績になって比較がこうなると、こういう数字でございます。

全体計画についてはいわば比較を見ますと1億1,600万円の総事業費の減額を見ておりますが、国道支出金等の比較を見ますと、国道支出金は1億7,272万3,000円の減少、減額になり、市債が5,500万円ほど増額しているという内容でございます。

全体の事業が落ちれば全体のこの財源内訳

も均等に落ちていくというのが素人の見方でございますが、この辺どういった理由によりこうなったのか、この際このところお伺いをしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑にお答えします。

継続費精算報告書の件についてであります。提出時期につきましては本来第3回市議会定例会で報告すべきところを遺漏しておりましたので、このたびの提出となったところでもあります。

今後、こうしたことがないように厳正に対応してまいります。

次に、全体計画と実績比較についてありますが、差額の主要要素といたしましては処分場造成工事等における入札差金によるものであります。

●議長林 国夫君 13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 事前に総務部長からお話をいただいている部分もでございますし、いま市長がご答弁ありました内容で、前段の精算報告の件については了としたいと思います。ぜひ、先ほど提案を受けるのか、そのまま紙で受けるのかで、ちょっと議事が乱れた、それぐらい我々もこういう報告ものというものについては、どちらかと言うと余り重きを置かないで議論をしてきたという経過もございまして、私どもも反省するもの反省いたしますし、どうぞ提案する側でございますから、私ども受身でありますので、ひとつしっかりと対応をなさるよう、このことは強く申し上げておきたいと思っております。

それから、私先ほど申し上げましたように、

ちょっと解せない、おそらくなにか根拠があるんでしょうが、こういった比較ということでございますので、これらについてはまたの機会にお尋ねをする機会もあろうかと思いますが、ぜひ私どもにとってもわかりやすいような、そういうご説明をいただけるように、ひとつ配慮を今後ともいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ご答弁は特に結構でございます。

●議長林 国夫君 これをもって報告第 32 号を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第 11、承認第 9 号専決処分の承認を求めないし日程の第 14、承認第 12 号専決処分の承認を求めるとの以上 4 件を一括議題といたします。

本件に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、承認第 9 号専決処分の承認を求めるとの件であります。

本件は、専決第 8 号平成 19 年度美唄市一般会計補正予算（第 3 号）について、ごみの有料化に伴う指定ごみ袋及びシールが予定数量を上回る販売となり、緊急な対応が必要なため補正したもので、歳入歳出予算にそれぞれ 1,360 万円を増額し、補正後の予算総額を 172 億 7,163 万 4,000 円としたものであり、去る 10 月 3 日付で地方自治法の規定により専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるとの件でございます。

次に、承認第 10 号専決処分の承認を求めるとの件であります。

本件は、専決第 11 号平成 19 年度美唄市一般会計補正予算（第 4 号）について、10 月 27 日発生の建物火災に関し、支出を要する経費について補正したもので、歳入歳出予算にそれぞれ 6,598 万 4,000 円を増額し、補正後の予算総額を 173 億 3,761 万 8,000 円としたものであり、去る 10 月 31 日付で地方自治法の規定により専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるとの件であります。

次に、承認第 11 号専決処分の承認を求めるとの件であります。

本件は、専決第 9 号平成 19 年度美唄市土地区画整理事業会計補正予算（第 1 号）について、美唄駅周辺地区土地区画整理事業にかかる換地の精算金が発生したため、歳入の補正をしたもので、諸収入に精算金収入を新設し、43 万 9,000 円を計上したほか、繰入金と同額減じたものであり、去る 10 月 11 日付で地方自治法の規定により専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるとの件であります。

次は、承認第 12 号専決処分の承認を求めるとの件であります。

本件は、専決第 10 号財政調整基金の使用について、10 月 27 日発生の建物火災に関し、多額の経費が生じ、その財源に充てるため、去る 10 月 31 日付で地方自治法の規定により議案記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるとの件であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 これより承認第 9 条ないし承認第 12 号の以上 4 件について、一括質疑を行います。

13 番紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員 いま一括質疑という議事整理がございましたが、私はその中で承認 9 号一般会計のごみ袋、この関係の専決と、第 11 号土地区画会計の精算金にかかわるのでございますが、この 2 つについてそれぞれ専決理由とその法律の根拠をまずお示しをいただきたいと思ひます。

なぜこのようなことを聞くかと、これ一問一答でやれば時間もかかりますから申し上げたいことすべて申し上げますが、これは釈迦に説法でございますが、専決は議会の権限を市長がかかわって行うことで、見方を変えれば議会から権限を奪うに等しいという内容であります。

この専決を処分するにあたっては極めて慎重な対応と、あわせてその理由を明確にしなければいけない。大体使われるのが議会を招集する暇がない、時間がない、こういうことが多いわけでありませう。

議会を招集する暇がないというのは一体何日あれば暇があり、何日あれば暇がないのかと、これもいろいろあろうかと思ひます。少なくとも、これはすべて市長がご判断をして、そしてあなたの権限でおやりになるわけでありませうから、この場合、私どもが専決をした段階でお伺いするすべはないわけ、そのようなことから先ほど申し上げましたように、一般会計にかかわるごみ袋の問題でございませうが、ごみ袋は 6 月議会で 3 カ月ほどのゆとりを得て、議会で議論をして、そして有料化に踏み込んだと。そして 10 月スタートに向けて十分準備をされて、はじめてのことですから予定量つかむのも難しかったのかも

しれませんが、ある程度初年度は買いだめ等の消費も増えるだろう、こんなようなお話されて、そして他市の例等も見てごみ袋の発注をされた、というふうに議会での審査段階では、そういうふうに承知をしておりませう。

額的に多いかどうかは別にしましても、これを、いまのお話をお聞きしますと、10 月のごみの有料化をスタートして、余り日を置かず追加発注と、こんなような状況がでてきているわけでございます。

この辺、なぜそういう状況になったか。併せて冒頭申し上げました、補正予算は予算でありますから議会の議決事項であるわけでございます、なぜ議会を招集する暇がないということになるのか、その辺ひとつご答弁をいただきたいと思ひます。

それから承認第 11 号、これはちょっと仕組みが私もよくわかりませうけれども、区画整理の換地処分に伴う精算、こういうような内容の提案理由等があったわけでございますが、これもなぜ土地を換地してその精算、なぜ急がなければならぬのか。議会を開く暇がないぐらいにその判断をし、支出をしなければならぬか、この辺のところの実状をお示しいただきたいと思ひます。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑にお答えします。

承認第 9 号専決処分の承認を求める件についてであります、ごみの有料化に伴いまして、一部の指定ごみ袋が予定数量を上回る販売となりまして、市民対応のため早急に発注する必要が生じたことから、地方自治法の規定により専決処分を行ったところであります。

次に、承認第11号専決処分の承認を求める件についてであります。平成20年度から予定していた区画整理の換地処分に伴う精算について、一地権者から10月11日までに精算金を納付したいとの申し出があり、早急に対応する必要があることから、同日付で地方自治法の規定により専決処分を行ったところがあります。

今後とも法の趣旨に基づきまして、厳格に対応してまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 これですべて終わりますが、先ほども申し上げましたとおり、専決についてはご相談をいただくわけではございませんで、市長がその判断をしてやるということがあります。

それなりの根拠があり、またその法律上の位置付けも、これらもしっかりしたものであって、いたずらに議会の権能を奪うためにやっているわけではないと、こう思いたいわけでありまして、議会の開く暇というのは、従来これはある程度アバウトでございましたが、昨今議会の権限の拡充、安易に専決をいたさせないと、こんな立場からも議会の中の議論、そして地政調等の議論、この中でもより厳格に扱うべきであると、こういった答申等も出ておまして、そういう流れになっています。

これぜひ、市長が議会を招集します。議長がそのことを受けて日程調整等をするわけでありまして、一体緊急の場合何日ぐらいいればその対応ができ得るのか、執行側の準備も含めて。極力というよりも、まず議会を招集する、議会で審査なり審議をしていた

だくと、そういう基本的な考えを持って、さてどうしたらいいのかという発想に立っていたらと思うんです。

私はこの問題でいま詰めた議論をかくもしておりません。法律の厳格な解釈ということだけ申し上げておられますけれども。

まずその辺、議会側と議長をとおして1つその辺のいま申し上げた点について、十分ひとつ意思疎通を図った上で、お互いに信頼関係というものを保った、そういう双方でありたいという前提で、ぜひ胸襟を開いたひとつお話し合いの場を作ってください、申し上げた議会を開く暇がないという暇とは一体何を指すのか。いや、それは言われれば3日でできますよと、こういったことも含めて、双方でご協議いただくように私はそうすべきだと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 専決処分につきましては、今後とも法の趣旨に基づきまして、慎重な対応をしてまいりたいと、その際議会とも当然いろいろな協議等もさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第9号専決処分の承認を求め
る件**ないし**承認第12号専決処分の承認を求
める件**の以上4件は、原案のとおり承認され
ました。

●議長林 国夫君 次に日程の第15、委員長
報告に入ります。

順序1、議案第60号美唄市下水道条例の一
部改正の件ないし順序13、認定第11号平成
18年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の
件の以上13件を、一括議題といたします。

本件について、それぞれ報告を求めます。

まず、議案第60号及び議案第61号の以上
2件について、紫藤下水道事業等審査特別委
員会委員長。

●下水道事業等審査特別委員会委員長紫藤政
則議員(登壇) ただいま議題となりました、
議案第60号美唄市下水道条例の一部改正の
件及び議案第61号美唄市個別排水処理施設
条例の一部改正の件の以上2件について、下
水道等審査特別委員会の審査の経過並びに結
果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、11月19日委員会を
招集して審査いたしました。

審査に当たって各委員から出されたその質
疑答弁の主なものを、以下申し上げます。

1つ。交付税の減額内容とその影響につい
て、との質疑に対し、高資本対策費が参入率
60%で2億4,000万円から45%の1億8,000
万円となり6,000万円の減。雨水と汚水の割
合が変わったことによる影響が1億8,000万
円から6,000万円と1億2,000万円の減と試
算をしている。

交付税の減額要素は美唄の実態にあってい

るのか。単に交付税の総額を抑えるためのも
のなのか、との質疑に対し、国の説明として
は全国的な状況を踏まえてとの説明だが、見
直しの中身が極めて大きな影響がある。分析
をしながら、国において交付税の見直しを含
めた意見等も検討していきたい、との答弁。

3つ。今後の下水道整備計画の平成20年か
ら23年までは確定したものなのか。変更あり
得るか。平成24年度以降整備が残される地域
はどこか、との質疑に対し、平成20年から
23年度は今回の料金改定のため、工事費4億
円で計算し、算定している。平成24年度以降
未整備地域は南美唄、光珠内、進徳東団地地
区などである。

4つ。財政条項が厳しくなることが予測さ
れる。計画にこだわらず見直してもよいので
は、との質疑に対し、平成20年度は国に補助
事業で3億円、単独事業で1億、計4億円で
要望している。平成23年度までは確定してい
るわけではない。計画どおり進めたいと考
えているが、財政状況によっては変更もあり
得る、との答弁。

5つ。茶志内地区についての今後の整備計
画について、地域には高齢者も多いことから
具体的なことがよくわからないとか、町内に
よっては工事区域内から外してほしいなどの
声も聞くが、そのことについてどのように考
えているか、との質疑に対し、地域説明会を
重ねる中で理解をしてもらっていると思っ
ていた。いまのような話があれば、どうい
う方法がよいかわからないが、理解を得られ
るような説明を再度検討していきたい、との
答弁。

6つ。市としては下水道事業への繰入金
を減額したいということが改定理由なのか。下

水道会計の今後の運営を考えたときのための料金改定なのか、との質疑に対し、維持管理費については下水道使用料金を充てることが基本となっているが、今後起債の償還等がふえるので、一般会計からの繰入金が増加することとなるので料金改定を行うものである、との答弁。

使用料の算定期間を4年間で適切と判断した理由と、平成20年から23年までの算出の根拠は、との質疑に対し、算定にあたっては今後4年から5年間の事業量を推計し、それに対し使用料収入で幾ら不足するかを積算し、改定率を考えている。それをもとに20年から23年を算出している。

23年度以降も状況によっては値上げもあるかなどのニュアンスだが、との質疑に対し、不足額を全額使用料に求めると、72%の引き上げとなるが、市民負担を考え今回は15%とした。当然今回の問題で解消するものではない。今後とも事業費の見直しや維持管理費を極力抑えてはいくが、段階的に料金改定は必要と思われる、との答弁。

自助努力を含め、今後どのように市民に理解を求めていくのか、との質疑に対し、事業費も縮小させ、繰上償還などかかる費用は仕方ないが、人員も減らすなど努力をしてきた。今後でもできることから努力をしていく。市民にも機会あるごとに説明をしていきたい、との答弁があり、

次に議案第60号及び議案第61号にかかわる総括質疑がございました。

総括質疑の内容について、以下申し上げます。

1つ。下水道使用料改定の要因はなにか。

整理して答えてほしい、との質疑に対し、公債費など管理運営費の増加などにより、一般会計の繰出金は年々増加することが予想され、本市の行財政運営に大きな影響を及ぼすことから、受益者負担の原則に基づき、使用料を改定しようとするものだ、との答弁。

2つ。使用料改定の算定期間を4年間としたのはなぜか、との質疑に対し、財政負担、あるいは道内他都市の状況を考慮し料金設定をした、との答弁。

3つ。減額された交付税に関する点でございます。交付税要望をするにあたっての考え方、有意点はなにか、との質疑に対し、道内自治体と連携を図りながら、交付税算入措置充実にむけて要請していきたい、との答弁。

以上の経過から、議案第60号及び議案第61号については異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定のとおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、認定第1号ないし認定第11号の以上11件について、土井決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員会委員長土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました、決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、10月22日ないし10月26日の5日間、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の冒頭、副市長から補足説明があり、引き続き代表監査委員から総括的所見があ

りました。

その後、認定第1号平成18年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。

以下、それぞれ活発な質疑がありましたが、その主なものにつきまして申し上げます。

第1款議会費、第2款総務費に関する質疑30項目のうち、7項目について申し上げます。

1つ。一般競争入札導入の内容、経過等について、との質疑に対し、全国知事会及び総務省が透明性の確保を図るため、1,000万円以上の建設工事については原則一般競争入札を実施するよう取りまとめたことを踏まえ、本市においても平成19年4月から予定価格1,000万円以上の建設工事について南空知に限定した一般競争入札を試行導入した、との答弁。

2つ。入札執行官はだれか。また今年度の入札に関わって問題があったが、今後の入札執行の責任者のあり方について伺う、との質疑に対し、建設工事の入札執行者は通常契約管財課長であること。ことしの入札について落札者の決定に瑕疵があり、落札決定行為を取り消し落札者を変更した入札があり、今後このような誤りがないよう適切な入札執行に努める、との答弁。

3つ。監査を求める長として、監査体制のあり方と十分強化についてどのように考えているのか、との質疑に対し、新たな健全化法に基づき、財政健全化団体あるいは財政再生団体となった場合は、財政健全化計画、財政再生計画を策定することになるが、計画を定めるにあたっては外部監査を受ける必要があると承知している。また、監査体制の充実強化については、美唄市の場合、監査委員2名

事務局3名という体制は管内でも充実しているほうだと理解している。今後具体的な情報を収集するとともに、道内市町村とも連絡を取りながら体制の充実強化に努めてまいりたいと考えている、との答弁。

4つ。1年目、2年目の滞納額と大口滞納者の額と人数、滞納の要因、今後の対応について、との質疑に対し、市税連続滞納者で1年目の者は1,475人で、9,615万3,968円、2年目は706人で1億2,445万5,521円となっている。5年間の合計は3,361人で7億8,921万9,862円となっている。市民税課税標準額が400万円を越える大口の滞納者は459件となっている。滞納の要因については雇用環境等の社会的要因が大きいものと考えている。今後とも繰り返し納税相談を行うなどして信頼関係を築き、担税能力を判断していくこととしている、との答弁。

5つ。広報手数料は予算審査を得て執行しているもので、途中で支払わないのはおかしいのではないかと。来年度から公平にやっていくということだが、基本的な考え方について、との質疑に対して、議決をいただいた予算に関しては重いものと受け止めているが、自立を目指す上で町内会にご協力をいただきたいと考えており、来年度に向けては不公平感を生じないように方向性を十分検討していきたい、との答弁。

6つ。専修短大は3年間で見直しをしようとしているが、その状況と市に対しての支援要望はあるのか。また3年間の留学生の数は何人か、との質疑に対して、本校の学校法人から専修短大に対して3年の年限をつけて経営の見直しをするようにという内容の話があっ

たことは聞いているが、それ以上のことは承知していない。この点に関して、2,000万円以外の支援の要請は、現在のところしていない。留学生数については16年度が17名、17年度は12名、18年度が12名で本年度は15名となっている、との答弁。

7つ。男女共同参画社会形成促進事業内容と職員について、との質疑に対して、美唄市男女共同参画計画に基づいた事業を行っており、計画に目標値として掲げている審議会等の女性登用率については、平成19年度末における目標値25%に対して、18年度では19.9%となっている。市職員に関しては18年度で申し上げると男性職員が303名、女性職員が221名で、そのうち女性管理職が11名、女性係長職が25名となっている、との答弁。

次に、第3款民生費、第4款衛生費に関する質疑15項目のうち4項目について申し上げます。

1つ。民営化にむけた進捗状況はどうなっているのか、との質疑に対して、平成15年に恵風園、恵祥園民営化検討委員会を発足して恵風園、恵祥園の収支の状況、職員の配置、今後の利活用関係等について検討委員会の中で議論を進めてきたが、今後さらにどういふところが民営化の対象とできるか、あるいは公募条件などについて検討し、自立推進計画にもあるように、本年度中に見通しを出していきたいと考えている、との答弁。

2つ。生活保護費が年々ふえているがケースはどれぐらいか。また、他市と比べてどうなのか、との質疑に対して、平成18年度平均世帯数576世帯で、平成17年度平均世帯数538世帯に比較し1割弱の増加傾向となって

いる。また近隣市との比較では、保護率で言うと夕張市25%、岩見沢市20.7%、赤平市32.7%、三笠市46.0%、歌志内市45.7%、美唄市28.1%、滝川市12.5%、砂川市13.7%、芦別市22.8%となっている、との答弁。

3つ。社会保険庁問題で、本年本市の年金納付記録の実態と名簿は永久保存する考えはあるのか、との質疑に対して、平成14年度に社会保険庁へ記録を移管するまでは紙と電算記録で管理してきた。現在も両方の記録を保管しているが、社会保険庁からはデータの移管を要請されているので、それに応ずる考えである。電算記録については今後とも保存したいと考えている、との答弁。

4つ。ごみの減量化、再資源化推進事業とリサイクルセンターの内容及び資源ごみの処理量は項目ごとにどれぐらいか。また、これらの売り先はどうなっているのか、との質疑に対して、再資源化推進事業は資源ごみの収集運搬業務委託など、リサイクルセンターは指定管理費などである。資源ごみの処理量はプラスチック330.58トン、紙パック12.44トン、段ボール619.66トン、スチール缶109.21トン、アルミ缶59.32トン、ペットボトル104.64トン、空き瓶228.45トン、乾電池2.3トン、蛍光管0.93トン、金属類48.86トン、生き瓶14.77トン、発泡スチロール20.12トン、合計1,551.28トンとなっており、売却できるものは市内業者に売却している、との答弁。

次に、第5款労働費、第6款農林費に関する質疑8項目のうち2項目について申し上げます。

1つ。情報処理訓練校への貸付金の内訳と、

貸付日と収入日はいつか。また経営改善の見通し等について、との質疑に対して、情報処理訓練校（HCC）の運営の安定化を図るために1億0,500万円と勤労者の生活貸付に対し300万円、あわせて1億0,800万円となっている。また、貸付額の推移と貸付期日と返還期日は14年度から現在と同じ1億0,500万円で貸付期日は4月1日、返済期日は調定が3月31日で返済は4月1日となっている。18年度は4月1日が日曜日のため4月2日の返済となった。19年度からは3月31日に返済していただく。経営改善の見通し等については学生の定員割れが続いており、経営は厳しい状況にあるが、今後の情報通信社会にあってカレッジは必要な施設であるので今後とも学生の確保に努め、経営の安定化に努力していきたい、との答弁。

2つ。食の駅調査検討事業における道の駅調査3カ所の視察先、食のフリーマーケット開催にかかわる費用内訳、食の駅検討プロジェクト会議の内容について、という質疑に対して、道の駅の視察先はニセコ町、真狩村、長沼町の3カ所。食のフリーマーケットにかかわる費用は18万5,000円で、内訳は新聞折込経費が主なもので、その他に米粉パン、麺の配布などを実施。食の駅検討プロジェクト会議では主に施設の機能、候補地の絞込みなどについて検討を行った、との答弁。

次に第7款商工費、第8款土木費に関する質疑23項目のうち5項目について申し上げます。

1つ。中小企業等振興資金貸付事業の近年の貸付状況と増減の背景をどのように捉えているのか、との質疑に対して、15年度からの

振興資金の貸付状況は、15年度全資金合計197件、貸付額6億7,878円、16年度160件、貸付額6億6,411万7,000円、17年度101件、貸付額2億8,169万円となっている。また、貸付状況の増減については15年度からの貸付状況では、件数、貸付額とも減少しており、景気がよくないため、設備投資等も少ないことと、事業所数も減ってきていることが背景にあると考えられる、との答弁。

2つ。中小企業等振興対策補助事業のドッグランの補助についての経過等について、との質疑に対して、昨年7月12日に三鉱造園土木から建設業の新分野事業としてドッグラン事業を実施する補助金交付申請書が提出され、7月17日補助金の交付決定、8月9日に補助金の概算払いをした。その後事業を行っていないため、本年2月15日に札幌の会社へ出向き、今後も再開しないことを確認。補助の取消と返還請求について伝え、2月23日補助の取消と返還請求を決定し、同日付で通知した。補助金は出納閉鎖時期を過ぎても返還されず、これまで返還請求しているが、現在まで返還されていない、との答弁。

3つ。国設スキー場の収支状況及び利用者推移をみた今後の見通しについて、との質疑に対して、平成18年度の利用状況は17万1,237人で、前年度と比較をすると1万9,000人増加となっている。増加の要因としては近隣スキー場の一部休止、閉鎖、市外の小中学校のスキー授業で利用されたことが大きい。収支状況は約250万円の赤字であるが、経営改善はされてきていると認識しており、今後さらに指定管理者と一体となり利用促進に努めていく、との答弁。

4つ。ゆたかニュータウンのその後の動きについて、協議はいつどのように行ったのか。また共同利用の定義からいくと、解決の立たないまま、一旦市に戻して整理しなおしてはどうか、との質疑に対して、昨年9月に双方役員に集まっていたき、市長から使用料金の差額解消などについて協議していただくよう要請しているが、現在まで合意が得られず、その後日程等を定めていないが市への要望などで双方の方々とお会いするたびに、この件の話をさせていただいている。直営など管理については使用の申込など、利用者に不便がかかると思われるので、現在は考えていない、との答弁。

5つ。東明公園や我路、炭鉱メモリアル公園の管理が悪いと思うがどう管理をしているのか、との質疑に対して、草刈り等については管理費削減で、草刈り等回数を減らしているため、炭鉱遺産の観光バスツアーやお盆時期等を考慮して実施している。また、草刈り等管理については職員研修等も考慮したい、との答弁。

次に第9款消防費、第10款教育費に関する質疑20項目のうち、5項目について申し上げます。

1つ。平成18年度の救急出場件数における急病について、対前年比で61件の減となっていますが、その状況、理由について。また市内病院の救急受入体制の影響はどうか、との質疑に対して、急病減少の理由についてはメロディ等広報活動の成果により救急車が適正利用されたこと、また去年はインフルエンザ等が少なかったことが考えられる。また、病院の受入体制については変化はないと考え

ている、との答弁。

2つ。救急業務を推進事業、消防車両整備事業について、はしご車、化学車の出動回数及びはしご車の維持費はどれくらいかとの質疑に対して、火災14件、救助39件で、はしご車の出場はなかった。また、はしご車の維持費は点検費21万円、ワイヤーの取替え費87万円で、平成18年度は車検はなかった、との答弁。

3つ。図書購入にあたってどう協議して決めているのか。また学校図書の状況と今後のあり方について、との質疑に対して、図書購入にあたっては利用者からのリクエスト、ベストセラー受賞作品、話題の本などを中心に3人の司書が協議をして選書している。また、学校図書費については年々減少してきているところではあるが、購入冊数の減少をカバーするため、本年度から市立図書館の蔵書を学校の希望により貸し出す取り組みを実施しており、それによって学校図書の充実に努めていく、との答弁。

4つ。放課後児童施設の現状と指導配置の状況について、との質疑に対して、放課後児童施設については毎年少しずつ入所者がふえている状況にある。18年度までは抽選で入所者を決定していたが、19年度については希望者全員を受け入れた。指導員は児童数や障害児の受入状況を勘案して配置している、との答弁。

5つ。学校林の存在とその管理はどのようなになっているのか、との質疑に対して、学校林は光珠内中央小学校と美唄中学校で保有しており、64.02ヘクタールの学校林がある。場所は、光珠内については学校の東側の山林

で、峰延方面に位置しており、美唄中学校については共練町から落合町にかけての山林と、南美唄の旧三井工業所ローンから上がった山林一体となっている。また、契約についてはそれぞれの学校のPTAと市で契約を交わし、土地財産台帳にも掲載されている、との答弁。

次に、第11款災害復旧費から第15款予備費までの質疑3項目のうち、1項目について申し上げます。

実質公債費比率はどれぐらいか、近隣市と比較してどれぐらいの位置にあるのか、との質疑に対して、23.7%であり、道内市の中で高い方から6番目に位置している、との答弁。

次に、歳入全般に対する質疑3件のうち1件について申し上げます。

開拓記念厚生会館の弁償金の歳入確保に向けた状況はどうなっているのか、との質疑に対し、平成12年2月18日に最高裁が上告を棄却し、判決が確定した。美唄市側及び東明閣側の損害賠償額を相殺した金額2,788万4,303円が、市が損害額として受ける収入となり、平成12年度から調停し、毎年度東明閣社長宛に請求書を送付しているが、支払できる金員がないということで、これまで収入となっていない、との答弁。

以上が一般会計に関する質疑であります。

次に、認定第2号平成18年度美唄市民バス会計決算認定の件に関する質疑3項目のうち、1項目について申し上げます。

バスの広告料収入の内訳とPRについて。またアクションプランでは交通体系を19年度まで見直すとなっているが状況は、との質疑に対して、平成18年度は車体外側の広告として2件あった。PRについては市の委託業

務と物品購入に登録されている事業者79社へ手紙を送って募集した。また、見直しについては市民バスの部分では利用が極端に少ない便を予約運行にするとか、ほとんど利用がなくなった路線の廃止、JRとの接続に配慮した時間調整、ショッピングセンターを利用しやすい運行調整など平素から見直しをしている。市全体としての交通体系については他の事業者との話し合いを続けながら今後とも研究してまいりたい、との答弁。

次に、認定第3号平成18年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件に対する質疑8項目のうち、2項目について申し上げます。

1つ。収納率が上がっているのに滞納分が増となっているが、この関係についてと、基金を支出しているが、それだけ国保会計が苦しくなったのか、との質疑に対して、滞納分は現年度未収分と滞納繰越分が合わさることから現年分の収納率は上がっているが滞納繰越分がふえている。また、基金については単年度収支が悪化していることから、平成18年度は1億1,400万円程度取り崩しした。景気低迷により、税負担が確保できないのに対し、療養の給付費は増加し収支のバランスが取れなくなっており、経営状況が厳しくなっている。今後もこの傾向は続くものとみている、との答弁。

2つ。財産調べで国保支払い準備基金の出納整理後の金額は幾らか。そのうち一般への貸付は幾らか。またいつ貸した金が戻ってくるのか、との質疑に対して、出納整理後の額は5億2,994万9,000円となっている。このうち一般会計の貸付は現在5億2,000万円となっている。また、償還年次表に基づき、平

成 19 年度 1 億 2,000 万円、その後平成 20 年度から平成 23 年度まで 1 億円ずつ償還される、との答弁。

次に認定第 5 号、平成 18 年度美唄市下水道会計決算認定の件に対する質疑 3 項目のうち 1 項目について申し上げます。

地方債の借入先はどうなったのか。また、平成 18 年度末残高のうち、高い金利から低い金利に借換するものはどういうものがあるのか、との質疑に対して、公営企業金融公庫が平成 20 年 10 月 1 日で廃止、その後地方自治体が共同して地方公営企業等金融機構が都道府県市町村の出資により設立される。借換については平成 19 年度から 3 年間で利率 5% 以上の起債の借換予定。財政融資資金と郵政公社、金融公庫資金が対象予定であるが、現在手続き中である、との答弁。

次に、認定第 8 号平成 18 年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件に対する質疑 3 項目のうち、1 項目について申し上げます。

制度が変わって職員の環境が変わり、その中で直営のままでの改善は検討しないのか、との質疑に対して、民営化については民間ノウハウ、利用者の利益等を考え、今後の施設においては個別にとの考えもある。現在の施設は建設から 30 年経過しており、将来に向けた施設設備のあり方あるいは介護保険で民活の導入ということで、民が担える部分については官から民へと全体的な流れの中で、受け皿があれば民営化の考え方の中で進めているところであり、自立推進計画にもあるように本年度中に見通しを出していきたいと考えている、との答弁。

次に、認定第 9 号平成 18 年度市立美唄病院

事業会計決算認定の件に対する質疑 12 項目のうち 3 項目について申し上げます。

1 つ。診療科目ごとの収支で黒字、赤字はどうなっているのか。また、一般病床の利用率の低い原因はなにか。また、利用状況はどうか、との質疑に対して、予算に対してすべての科が赤字となっており、医師不足により患者数の確保は困難となっており、病床利用率については実際の稼働病床数で算出すると現状よりも少し高い値となる。また、平成 18 年 11 月診療分の国保保健所のデータで、入院患者のうち 58.9% が市外の医療機関を利用し、外来患者のうち 31.5% が市外の医療機関を利用している。市内利用患者のうち市立病院を利用している患者割合については、入院患者のうち 18.4% が当院を利用し、外来患者のうち 22.9% が当院を利用している、との答弁。

2 つ。労災病院とのかかわりもあるが、透析の現状と今後の対応をどう考えているのか、との質疑に対して、透析については労災病院の今後の体制が重要であるので、状況をみながら診療のあり方を検討したい。また、18 年度に個人用透析装置を 3 台増設し、15 床体制で実施し、これにより完全 2 交替制で 60 人までの透析患者に対応できるようになった、との答弁。

3 つ。療養病床に関して早く決断すべきと考えるが、市長の思いを伺いたい、との質疑に対して、療養については規模等については検討を進めなければならないが、今後も一定の受け入れ体制を取りたい、との答弁。

次に、認定第 10 号平成 18 年度美唄市水道事業会計決算認定の件に対する質疑 1 項目に

ついて申し上げます。

病院会計の一時借入金に水道事業からの5,500万円が掲載されているが、水道事業ではその記載がないが理由を伺う、との質疑に対し、病院事業に対する貸付金については単年度での運用であることから、決算書に記載をしていない、との答弁。

次に、認定第1号から認定第11号にかかわる総括質疑4項目のうち2項目について申し上げます。

1つ。決議文にある「地域医療の再構築について」に示した留意事項について、どう受け止め、どう施策に反映しようとしているのか、項目ごとに明らかにしてほしい、との質疑に対して、今後においても市民の皆さんが安心して暮らせる医療体制を構築することが最も重要な政策課題と考えている。地域医療の再構築についての7つの留意事項は地域医療を確保し、継続していく中で重要な項目であり、関係部局で構成した会議を開催し、現在実務者レベルで課題の整理と対応の方法を取りまとめているところであり、今後この検討を踏まえ可能な限り反映してまいりたいと考えている。なお、第1項目の脊損医療の継続については10月5日労働者健康福祉機構理事長に引き続き美唄労災病院で存続されるよう要請した、との答弁。

2つ。あるべき行政組織や会計区分の原則から、市立病院事務局に所属している病院再編推進室の位置付けをどう考えるのか、との質疑に対して、市立病院と美唄労災病院の統合業務を円滑に推進するため、市立病院事務局に病院再編推進室を設置したが、統合を断念する結果となったことから、これまで地域

医療の取り組みで蓄積したノウハウをいかし、喫緊な課題である市立病院の再編に向けた業務の遂行を支持した。この体制は市立病院の再編に向けた取り組みが一定の目処がたった段階で改めて検討する考えである、との答弁。

なお、認定第4号平成18年度美唄市老人保健会計決算認定の件、認定第6号平成18年度美唄市土地区画整理事業会計決算認定の件、認定第7号平成18年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第11号平成18年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上4件に対する質疑はありませんでした。

以上の経過から、認定第1号、認定第3号及び認定第4号については異議がありましたので起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第2号、認定第5号ないし認定第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なにとぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長林 国夫君 これより議案第60号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第60号美唄市下水道条例の一部改正の件について、日本共産党を代表して討論に参加いたします。

私の立場は議案に反対です。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

す。

本年10月に家庭ごみの有料化が始まり、市民負担が新たに発生することになりました。日本全国で景気回復などと言われていますが、地方ではとりわけ北海道、本市においては市職員の給与が削減され、民間はそれに影響を大きく受けて同様の賃下げが否応なしに行われています。

若者は高校を卒業しても非正規不安定雇用で将来に希望も夢も持てない生活を余儀なくされ、高齢者においては税負担の増加に加えて医療費負担の増加、来年に予定されている後期高齢者医療制度などで長生きしてはいけませんかなどの嘆きの言葉を口にする有様です。

厳しい季節を向かえ、冬の生活に欠かせない灯油やガソリン、食品や生活物資のほとんどが値上げされています。

市長には美唄市民すべてが憲法で保障されている健康で文化的な生活を送れる環境を確立する義務があります。財政が厳しいから料金を値上げするというのでは、根本的な解決はできないと思います。

今日まで議論されてきた上下水道の運営のあり方の議論がまだまだ不足しています。料金値上げの前に、根本的な下水道の将来計画運営等のあり方を検討すべきです。

例えば当面の工事計画の見直しです。水洗化の利用頻度の少ない地域は大胆に計画の変更を行い、希望する住民には合併浄化槽方式で快適な生活を保障すること。また、今日までも実施してきた長短期の低金利への書き換え等の促進を図りながら、美唄市上下水道の将来計画、維持管理の見直し等、中長期運営

のあり方や財政計画、市民負担のあり方など、議論を十分市民と行ったのち、市民合意のもとに料金と運営のあり方について計画を図るべきです。

市長は公共料金の値上げには慎重の上にも慎重を期すべきだと考えております。新たに市民負担を生じさせる下水道料金の引き上げは、到底認められるものではありません。厳しい財政状況については理解するものの、徹底的な経費削減を行い、上下水道料金が現在でも道内の市でも9番目、改定されれば7番目という重い市民負担は避けるべきだと考えます。

市民生活が大変なときだからこそ、市長は市民生活の防波堤となって市民生活を守るべきではないでしょうか。

以上をもって討論を終わります。

●議長林 国夫君 11番土井敏興議員。

●11番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました議案第60号美唄市下水道条例の一部改正の件について討論に参加します。

私は原案に賛成の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

当市の下水道は建設段階にあり、管理運営費の公費部分については一般会計からの繰出金でまかなわれ、交付税措置がなされております。私費部分は受益者負担による使用料でまかなうことは原則となっておりますが、不足部分につきましては税金等により一般会計から充当されているところであります。

現在の美唄市の厳しい財政状況を考えたとき、使用料不足額の全額を一般会計繰入金にすべてを求めることは今後の美唄市の行財政

運営に多大な影響を与えるばかりか、生活に直結する市民サービスの大幅な低下を招く恐れにつながりかねません。

しかしながら、自立を選択した美唄市は自立推進計画や後期基本計画をより一層推進していかなければならないところでもあります。

ちなみに、平成 20 年度から 23 年度までの 4 年間における使用料不足額は 11 億 2,000 万円と予想され、下水道事業の健全な運営には現在の使用料平均単価 222 円を約 72%引き上げ約 383 円としなければならない試算値も示されております。

しかし、当市の財政状況は極めて厳しいとは言え、本年 10 月よりごみの有料化がスタートしたこともあり、さらなる急激な市民への大きな負担は避けなければならないと判断し、全道各市町村の使用料改定の動向などを参考に検討した結果、15%の引き上げに留め、使用料平均単価を 255 円とする段階的な料金の改定が適正であると判断されたことについては理解をしたところであります。

昨今の国際的な原油、穀物の高騰に伴う関連製品等の価格上昇に加え、公共料金である下水道料金の値上げは市民生活に与える影響が大きいと考えますが、下水道事業を普及させることで多くの市民により衛生的で快適な生活環境の提供につながるものと考えるところでもあります。

よって、美唄市の厳しい財政状況を市民理解のもと一体となって乗り切るためにも、今後の下水道事業については水洗化の促進、有収水量の増加に努め、利益者負担金の確保、自主財源の増収などより徹底した見直しのもと、全体経費の縮減による経営の長期安定化

を図ることが肝要であります。

加えて人口推計、市民説明、全体計画の見直し等、より効率的、効果的に進められますよう強く望み、以上若干の意見と要望を添えまして、賛成討論といたします。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 60 号美唄市下水道条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第 61 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 61 号美唄市個別排水処理施設条例の一部改正の件について、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。

その理由につきましては、先ほどの議案第 60 号の討論と同様の趣旨であります。

以上をもって討論を終わります。

●議長林 国夫君 11 番土井敏興議員。

●11 番土井敏興議員（登壇） ただいま議題

となりました議案第 61 号美唄市個別排水処理施設条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は原案に賛成であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

基本的な考え方は、議案第 60 号の中で申し上げましたので、重複して申し上げることは割愛させていただきます。

この個別排水処理施設整備事業は下水道事業の区域外における市民にも衛生的で快適な生活環境として、平成 13 年度から事業を開始しており、個別排水処理施設の整備及び維持管理等については下水道会計として取扱いをし、下水道利用者との均衡を図るため、下水道使用料と同額と判断されたことについては理解をしたところであります。

今後の個別排水処理施設整備事業につきましても、議案第 60 号と同様、地域住民の理解を得ながら事業を推進されますよう、若干の意見を申し添えまして、賛成討論といたします。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 61 号美唄市個別排水処理施**

設条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより認定第 1 号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番長谷川吉春議員。

●7 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました認定第 1 号平成 18 年度美唄市一般会計決算認定の件について討論に参加いたします。

最初に申し上げますが、私の立場は認定に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

平成 18 年度における決算の内容は、歳入は 181 億 2,584 万 4,000 円。歳出は 180 億 9,283 万 1,000 円で、差し引き 3,301 万 3,000 円となっています。

2006 年度の政府予算は、一般会計歳出は 2005 年当初予算に比べ約 2 兆 5,000 億円の減少となり、予算の編成は構造改革に名を借りた高齢者に対する医療制度の改革や、義務教育、児童扶養手当や児童手当、施設介護給付費の国庫負担割合の引下げをはじめさまざまな分野で国民への一層の負担を押し付け、また、地方分権の名による地方交付税の切り下げなど、地方自治体にとって極めて厳しい内容であります。

こうした中での平成 18 年度の一般会計予算の執行に携わった関係職員にはなみなみならないご苦勞があったことと思ひ、改めて敬意を表するものであります。

歳出の面では地域包括支援センター運営事業や地域支援事業など、国の施策による社会福祉の取り組みや南美唄地域住民の長年の願いであった福祉会館建設の着手、市民の生命財産を守るために活躍している化学消防ポンプ車の購入などがあり、また、新しく設置された農業支援センターは経営の危機に立たされている本市農業の改善に一定の役割を果たしています。

しかし一方では、低率減税の廃止による市民負担の増加に追い討ちをかけるように、就学援助の基準の引下げや学童保育の負担金を月額3,000円を4,500円にしたり、介護保険料の値上げ、へき地保育所の保育料の値上げなどの福祉政策の後退ばかりでなく、市職員の給料を減らすなどさまざまな形で市民生活を脅かしています。また、道路側溝整備など大きく立ち遅れ、農業の分野でも厳しい農家経営に対する支援策も不十分さがあります。決算の内容は厳しい財政状況を反映したものでありますが、全体としてみれば基本的には国の進める路線に沿った内容であります。

市長は国による国民への生活破壊の政策から市民生活を守る防波堤としての役割を果たし、国や道に対しても市民生活を守る立場から言うべきことははっきりとものを言わなければなりません、多くの不十分さがあります。

よって、平成18年度の決算は認めがたいものであります。

以上、反対討論を終わります。

●議長林 国夫君 3番五十嵐 聡議員。

●3番五十嵐 聡議員（登壇） ただいま議題となりました認定第1号平成18年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論

に参加いたします。

私の立場は原案に賛成であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

平成18年度一般会計決算状況は歳入総額181億2,584万4,000円に対し歳出総額180億9,283万1,000円で、歳入歳出差し引き3,301万3,000円の余剰が生じました。

美唄市の歳入の構造については、自主財源の中核であります市税収入が前年とほぼ横ばいでありましたが、徴収率が85.1%と依然として低調であり、18年度末の収入未済額は3億5,500万円と多額であるなど、今後改善を要する点が見受けられるものの、国の三位一体改革などにより地方交付税がさらに減少している中、厳しい財政状況においてさまざまな課題に対し取り組み、生活基盤の整備やまちの活力づくりなど、地域の活性化に向けて市長をはじめ職員が最大限の努力を傾注されながら、内部管理経費の削減など効率的な執行に努められ、結果として黒字決算を確保されたことをまず評価いたします。

また、自立と協働のまちづくりを推進するため、市民と職員で構成する美唄市わたしたちの自治検討委員会の議論やパブリックコメントを得て2年数カ月を要して制定した美唄市まちづくり基本条例は、これらのこれからの美唄らしい自治を実現するためのルールを定めるものであり、関係職員をはじめ制定に携われた市民の方々のご苦勞に敬意を表するところでございます。

次に、主要施策の面から若干意見を申し上げます。

第1に、優しさと健康のまちづくりについ

ては、放課後児童施設における障害児の受入拡大や地域全体で子育て家庭を支えるしくみづくりのほか、中高年疾病予防事業における高齢期の生活機能向上に向けた取り組みとともに、新たな地域ケアシステムの拠点として地域包括支援センターを設置し、介護予防を重視した総合的な取り組みに対し評価するところでもあります。

また、新たな地域医療体制の構築については、美唄市地域医療ビジョンを具体化するため、本年3月美唄市地域医療マスタープランを策定し、労災病院との統合に向け機構との協議を進められるなど、地域医療の確保を最重要課題と位置付けた取り組みに対し、ご努力された市長をはじめ職員各位に敬意を表するところでもあります。

しかしながら、結果として統合断念にいたったことは地方の都市にとって医師の確保をはじめ市民が求める地域医療体制の確立がいかに困難な問題であるかを再認識するものとなりました。

国においては地方財政健全化法や法律、病院改善ガイドラインにより、自治体病院のあり方を含めてその見直しを強く求められるところであり、現在進められている市立病院の再編については経営が可能な診療体制を早急に確立することはもとより、救急医療など民間病院との連携などのしくみづくりが急がれると考えます。

次に、快適な暮らしを実現するまちづくりについては、冬の生活環境において、間口除雪の対象区域の拡大、安全な暮らしの確保においては自動体外式除細動機器の設置や救命講習会の実施のほか、化学消防ポンプ自動車

の更新や自主防災組織の育成が挙げられます。

次に、ゆたかで活力のある産業が広がるまちづくりについて、本市の経済は農業、商業あるいは雇用問題など極めて厳しい状況にあります。自立の道を選択した本市にとって、経済の活性化、地域の活力づくりは重要な課題の1つであります。

このような中、農業では大豆乾燥調製施設や特産品の生産拡大への支援、農産物加工食品の利用促進など消費拡大に向けた取り組みのほか、担い手づくりや地域づくり、産地づくりなどを進める農業支援センターの設置などで、積極的な取り組みを高く評価するところでもあります。

商業では、中心市街地活性化基本計画を含めた関係団体との協議、宮島沼など地域資源や各種イベントなど多様な交流活動の展開による観光振興などを通じ、今後より一層民間による起業化の意欲高揚への積極的な働きかけを期待するところでもあります。

また、文化と交流のまちづくりについても、交流拠点施設やアルテピアッツァ美唄の整備、宮島沼水鳥・湿地センターの開設にあわせ周辺整備などが挙げられますが、交流人口の増加に向けた取り組みを通じ、今後は交流人口の増加が地域の活性化にさらに結びつくよう積極的な働きかけを期待するところでもあります。

最後に、行財政改革の推進であります。これまで事務事業の見直しのほか、内部管理経費や人件費の独自削減など厳しい取り組みをされてきましたが、地方交付税の減少により各種基金がほぼ底をついている状況にあります。

平成20年度予算は、地方財政健全化法が

適用される年であり、市立病院の不良債務解消に向けた取り組みを先送りすることなく取り組まなければならない極めて厳しいものと予想されますが、自立の道を歩んでいくことができる地域づくりを進めるために、美唄市まちづくり基本条例の理念に基づき、市民への説明責任を十分に果たし、必要な議論をつくしながら市民との協働の取り組みを進める必要があると考えます。

職員1人ひとりが市長を先頭に自立の道を歩むという強い決意のもと、市民の視点、生活者の視点に立ちながら、市長が掲げる生き活きとした人づくり、生き活きとしたまちづくり、生き活きとした美唄の土台づくりを推進されることを期待申し上げ、私の討論いたします。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第1号平成18年度美唄市一般会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、認定第2号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第2号平成18年度美唄市民バス会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより、認定第3号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました認定第3号平成18年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして討論に参加いたします。

私の立場は認定に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

平成18年度における決算の内容は歳入34億2,457万円、歳出34億2,281万8,000円で差し引き175万2,000円の黒字となっております。

予算では市民から納入される国保税は税制改定により、各種の控除の廃止により約1,100万円の増加を見込んでいますが、農業分野での減収などがあり、前年度より3,169万6,000円のマイナスの予算を組む内容となっております。また、収納率は91.8%と、依然として本市の厳しい不況を示しています。

決算の内容は175万2,000円の黒字となっ

ていますが、これは国保会計支払準備基金から1億1,496万6,000円を取り崩しての黒字であり、厳しい国保会計となっています。

本市においては54.1%の世帯が国保に加入していますが、その多くは低所得者であり、国保税の納入が大きな負担となっています。未納者に対して発行している短期被保険者の件数が411件、昨年より53件増加し、資格証明書の発行は174件で前年より22件の増加が、本市の貧困化が進んでいることを表しています。

市長は市民の命と健康を守る責任がありますが、自公政権の度重なる医療制度改悪に目を向け、また市民厳しい生活の実態に目を向け、国に対しては国保負担率をもとの45%に戻すこと、収納率低下によるペナルティーの国庫支出金の削減をしないよう強く働きかけるべきです。

本会計の決算内容は結果として国の医療改悪に従ったものであり、容認しがたいものがあります。

以上で反対討論を終わります。

●議長林 国夫君 10番小関勝教議員。

●10番小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました認定第3号平成18年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

結論から申し上げます、私の立場は原案に賛成であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険を支える医療保険制度の重要な柱として相互扶助の精神に基づき、地域住民の健康と福祉の増進に大き

な役割を果たしておりますが、景気低迷の影響による保険税収の伸び悩み、少子高齢化、医療の高度化に伴う医療費の増高等により、保険財政は極めて厳しい状況にあります。

こうした中であって本市の平成18年度決算状況を見ると、単年度収支で981万5,000円の赤字となったものの、実質収支では175万2,000円の黒字になっております。

しかしながら、本市の国民健康保険を取り巻く環境は、先に申し上げました影響等により一層厳しさを増しているものと考えられます。

特に本市は、低所得者や高齢者を多く抱え、医療費も比較的高いことから財政基盤は脆弱であり、その事業運営は今後も容易でないものと思われま

す。また、医療制度改革により平成20年度には後期高齢者医療制度の創設、特定保険審査、特定保健指導の医療保険者への義務付けなど、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を維持可能なものにしていくため、所要の改正がされるころですが、今後これらの影響や国の動向を見極めながら、中長期的な展望にたった保健、医療、福祉が連携した保険事業を推進し、医療費の適正化を図るなど、将来にわたって安定的な財政運営が確保されることをご期待申し上げます、私の討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第3号平成18年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより、認定第4号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました認定第4号平成18年度美唄市老人保健会計決算認定の件について、討論に参加いたします。

私の立場は認定に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

政府は平成18年度から医療制度改革関連法案を提出し可決しました。この関連法は医療費の伸びを押えるとして高齢者を中心に国民に新たな負担を求めるとともに、公的医療制度を土台から破壊する方向に大きく踏み出したものでした。

その内容は、現役並の所得のある70歳以上の高齢者の窓口負担を平成18年10月からそれまでの2割を3割に引き上げ、2008年4月からは70歳から74歳の一般所得者の負担もそれまでの1割から2割に引き上げるものでした。

平成18年10月から長期入院している70歳以上の高齢者に食費、居住費の負担を求め、

さらに75歳以上の高齢者を対象に新たな高齢者医療制度をつくり保険料を負担させるなど、医療を最も必要とする高齢者に現役世代との公平を口実に負担を次々と押し付けるものとなっています。

この高齢者医療制度の保険料は、北海道では年金年額208万円以上では年間9万6,100円、平均すれば年間で8万6,280円という高額になり、政府与党も余りの国民の厳しい批判に、部分的な手直しの検討を余儀なくされていますが、部分的な手直しでは国民の負担はなんら変わりはありません。病気にかかりやすい高齢者に現役世代と同じ割合で負担を求めれば、家計への負担は何倍にもなります。

こうした高齢者を中心とした医療制度の改悪は、本市の老人保健会計にも大きな影響を及ぼすものであります。

平成18年度の本市の老人保健会計の歳入総額は39億9,897万円に対して、歳出総額は40億8,644万6,000円で、8,747万6,000円のマイナスとなっていますが、これは数字的なものではなく、この予算の執行によって結果として小泉内閣による医療制度の改革に沿ったものであり、高齢者の負担が一層重くなっています。

市長は医療制度の改悪をやめさせ、老人医療費の軽減、病気の早期発見、早期治療のための制度の確立などを国に対し強く働きかけ、高齢者の命と健康を守るため努力されることを期待して討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決い

たします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第4号平成18年度美唄市老人保健会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより認定第5号ないし認定第11号の以上7件について、一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第5号平成18年度美唄市下水道会計決算認定の件**ないし**認定第11号平成18年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件**の以上7件は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 次に日程の第16、議案第71号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、ないし日程の第20、議案第75号損害賠償の価格決定の件の以上5件を一括議題と

いたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第71号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、本市の財政状況が依然として厳しい状況にあり、現在行っている期末手当の独自削減措置が本年3月末をもって終了することから、平成20年度についても継続実施するため必要な改正を行うものであります。

次は、議案第72号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、平成19年の人事院勧告に基づく給料表、扶養手当及び勤勉手当の改正を行うほか、本市の財政状況が依然として厳しい状況にあり、現在行っている勤勉手当の独自削減措置が本年3月末をもって終了することから、平成20年度についても継続実施するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第73号空知教育センター組合規約の一部変更の件であります。

本件は、平成20年3月末をもって本市教育研究所を廃止し、同年4月から空知教育センターの研究に関する事務についても共同処理することとするため、組合規約の必要な変更を行うものであります。

次は、議案第74号指定管理者の指定の件であります。

本件は、地方自治法の規定により公の施設

に係る指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるもので、美唄市総合体育館及び美唄市体育センターの指定管理者に特定非営利活動法人美唄市体育協会を指定しようとするものであります。

なお、指定の期間につきましては平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までであります。

次は、議案第 75 号損害賠償の額決定の件であります。

本件は、平成 18 年 10 月 4 日ふるさとバスにより市民見学会を実施中、奈井江町管轄の奈井江町西 5 線 21 号の町道において、バス運転手が道路の段差で十分な減速ができず、その衝撃で後部座席に乗車していた市民 3 名が負傷した事故に係るものであります。

この事故に関しては社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済により対応し、このうち 2 名についてはすでに示談が成立しており、今回残り 1 名に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第 96 条の第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 71 号ないし議案第 75 号の以上 5 件は大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより議案第 71 号ないし議案第 75 号の

以上 5 件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議案第 71 号ないし議案第 75 号の以上 5 件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 71 号ないし議案第 75 号の以上 5 件は総務・文教委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長林 国夫君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 5 9 分 散会